

事故発生防止及び事故発生時の対応の指針

1. 事故防止に関する基本的な考え方

安全かつ適切に質の高い教育・保育の提供をするために、事故を未然に防ぎ、万が一事故が発生した場合は、速やかな対応と、同じ事故を繰り返さないよう、職員一人一人が必要な予見知識の習得に努めると共に、組織的に事故防止対策に取り組むことにより、子どもが安心して安全な生活を過ごせるよう努める。又、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行う。

(1) 安全な教育・保育環境を確保するための配慮

安全な教育・保育環境を確保するため、子どもの年齢（発達とそれに伴う危険等）、場所（保育室、園庭、トイレ、廊下などにおける危険等）、活動内容（遊具遊びや活動に伴う危険等）に留意し、事故の発生防止に取り組む。

(2) 職員の資質の向上

子どもの安全確保に関する研修に積極的に参加し、全ての職員が緊急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED、エピペン®の使用等）の実技講習、事故発生時の対応方法を身に付ける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努める。

また、内部研修や職員会議の機会を活用し、事故防止のための能力向上にも努める。

(3) 緊急時の役割分担、連絡体制の整備

事故発生時の指示系統については、園長・主任・副主任・学年リーダー・担任など、順位付けて明確にするとともに、事故発生時の役割分担を決め、職員室等の見やすい場所に掲示する。

また、各職員の緊急連絡網、医療機関・関係機関（地方自治体、警察等）の一覧、保護者への連絡に関する緊急連絡先を事前に整理しておくと共に、119番通報のポイントと伝えるべきことを作成し、職員室等の見やすい場所に掲示し、その他活動に応じて携帯する。

(4) 保護者や地域住民等、関係機関との連携

地域の人など職員以外の力を借りて子どもの安全を守る必要が生じる場合もあるため、常日頃から地域とのコミュニケーションを積極的にとり、関係づくりの必要性についても認識しておく。

(5) 子どもや保護者への安全教育

子どもの発達や能力に応じた方法で、子ども自身が安全や危険を認識し、事故発生時の

約束事や行動の仕方について理解してもらうように努める。

また、家庭における保護者の行動や教育により、子どもが安全な生活習慣を身に付けることができるよう保護者と連携を図る。

（６）施設等の安全確保に関するチェック

施設内の設備について、年齢別のチェックリストを作成する等により定期的にチェックをし、その結果に基づいて問題のある箇所の改善を行い、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。

２．事故防止のための委員会とその他施設内の組織に関する事項

事故発生の防止に取り組むにあたり、「事故防止対策委員会」を設置する。

（１）設置の目的

施設内での事故を未然に防止し、安全かつ適切で質の高い教育・保育を提供する体制を整備する。万一事故が発生した場合は、その後の経過対応が速やかに行われ、子どもに最善の対応を提供できることを目的とする。

（２）委員会の構成員

- ・園長
- ・主任（石井・米森）
- ・副主任（池端）
- ・学年リーダー（平川・佐藤愛・赤染・米森・池端）
- ・栄養士（金）
- ・食育・アレルギーリーダー（平川）
- ・事務（佐藤千）

※必要により、園長が指名する者をもって構成する。

（３）委員会の開催

年１回以上開催とし、事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行う。また、事故発生時等において必要な際には、随時委員会を開催する。

（４）委員会の役割

- ①事故発生時の対応に関すること
- ②事故等ヒヤリ・ハット報告、事故報告の分析及び改善策に関すること
- ③事故防止の改善策及びその周知徹底に関すること
- ④事故防止マニュアル・事故（ヒヤリ・ハット）報告書等の整備に関すること

- ⑤事故防止のための情報提供に関すること
- ⑥事故防止のための職員研修に関すること

3. 事故防止のための職員研修に関する基本方針

事故発生防止の基本的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、事故防止対策委員会を中心として事故発生防止に関する職員への教育・研修を行うと共に、事故防止に関して年2回の職員研修を実施する。

4. 事故、ヒヤリ・ハットと事例等報告方法、及び教育・保育に係る安全の確保を目的とした改善のための方策

(1) 報告システムの確立

情報収集のため、事故報告書・ヒヤリ・ハット報告書を作成し、報告システムを確立する。収集された情報は、分析・検討を行い、施設内で共有し、再び事故を起こさないための対策を立てるために用いる。

なお、事故報告書・ヒヤリ・ハット報告書を提出した者に対し、当該報告書を提出したことを理由に不利益処分は行わない。

(2) 事故要因の分析

収集された情報は、事故防止対策委員会で問題点の分析・評価を行う。分析するに当たっては、ハード面、ソフト面、環境面、人的面などから要因分析を行い、再発防止に関する方策を生かす。その際には、業務改善のための情報分析も合わせて行うものとする。

(3) 改善策の周知徹底

事故報告書、ヒヤリ・ハット報告書は、各部署（クラス）にて立案した対策を明記し、全職員へ共有する。また事故防止対策委員会にて事故報告書・ヒヤリ・ハット報告書を集計し、事故の発生時の状況等を分析することにより、事故の発生原因、発生傾向、結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を周知した上で実施する。なお、防止策を講じた際には、その結果について定期的に評価する。

5. 事故発生時の対応に関する基本方針

(1) 子どもへの対応・事故処理

教育・保育を提供する上で事故が発生した場合、「事故対応マニュアル」（別表1、2）に基づいて対象児に対し必要な処置を講じる等、速やかな対応と迅速・適切な事故処理を行う。また、施設長その他の職員と連携を取り対応する。その際、過失の有無に関わらず、

対象児、及び保護者に誠実な対応を行うことを第一に心掛けなければならない。また、事故の状況及び事故に際して取った処理については必ず記録し、損害賠償の責を負う必要がある時は、速やかに応じるものとする。また、重体事故発生時には、「特定教育・保育施設おける事故の報告について（能代市子育て支援課）」（別紙資料）と「重大な事故等の報告体系について（秋田県教育庁幼保推進課）」（別添資料）に基づき、迅速に対応する。

（２）保護者等に対する説明・連絡

保護者に対して、あらかじめ指定された緊急連絡先に添って速やかに連絡を行う。

また、事故の発生状況については適切な説明が迅速に行えるように努める。

- ① 事故発生状況及び施設職員の対応状況
- ② 事故の発生原因及びその再発防止策
- ③ 事故による損害が発生している場合においては、施設の賠償責任の有無

（３）その他の連絡・報告について

必要に応じて、施設等に連絡し、保険者に対して事故等の必要な報告を行う。

（４）損害賠償

事故状況により賠償等の必要性が生じた場合は、施設の加入する損害賠償保険で対応する。

6. この指針の閲覧について

この指針は、当施設の事務所に常設している他、当施設のホームページにも掲載しており、いつでも自由に閲覧することができます。